

内閣委員會議録第三十号

昭和三十一年四月三日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事大平 正芳君 理事高橋 等君

理事保科清四郎君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事受田 新吉君

江崎 真澄君 大坪 保雄君

北 吟吉君 薄田 美朝君

田村 元君 高瀬 傳君

辻 政信君 床次 徳二君

林 唯義君 福井 順一君

眞崎 勝次君 粟山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

西村 隆一君 片島 港君

西村 力弥君 古屋 貞雄君

細田 綱吉君

出席國務大臣

運輸大臣 吉野 信次君

労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

総理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

厚生政務次官 山下 春江君

農林政務次官 大石 武一君

通商産業政務次官 川野 芳滿君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

三月二十九日

委員大村清一君及び山本勝市君辭任につき、その補欠として、薄田美朝君及び粟山博君が議長の指名で委員に選任された。

四月二日

委員細田綱吉君辭任につき、その補欠として、風見章君が議長の指名で委員に選任された。

同日三日

委員片山哲君及び風見章君辭任につき、その補欠として、片島港君及び細田綱吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

公共職業安定所職員給与調整に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第一六二七号)
不健康業務に従事する公務員の加算年延長に関する請願(砂田重政君外一名紹介)(第一六四八号)
村松町に自衛隊誘致に関する請願(高岡大輔君紹介)(第一六七一号)
の審査を本委員会に付託された。
同月三十日
行政機構改革に関する陳情書(愛媛県議會議長川口満義)(第四二八号)
内政省設置反対に関する陳情書(東京都中央区西八丁堀二丁目十六番地全国建設業協会会長清水康雄外二名)(第四一九号)
北陸地方に新炭手当支給に関する陳情書(石川県河北郡宇野気村宇野気郵便局長北野龍二)(第四三一号)
戦傷病者の増加恩給及び傷病年金増額等に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一丁目一番地日本傷痍軍人会長浦穂)(第四七一号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する陳情書(高知市丸ノ内二番地滝本実春外九名)(第四九七号)
地域給の不均衡是正に関する陳情書(福岡県町村議會議長会長梅野佐平次)(第四九八号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案(内閣提出第一〇一四号)

○山本委員長 これより會議を開きます。
運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。吉野運輸大臣。

第三節 海難審判庁(第五十九条)
第四章 職員(第六十条、第六十一条)
「第三節 海難審判庁(第六十条、第六十一条) 第四節 気象庁(第六十条)」を「第一節 総則(第六十条)」を「第二章 内部部局(第六十一条)」を「第三章 附屬機關(第六十二条)」を「第四章 地方機關(第六十三条)」を「第五章 職員(第六十四条)」を「第六十一条」に改める。

第六十二条(第六十一条)に改める。
第六十三条(第六十二条)に改める。
第六十四条(第六十三条)に改める。
第六十五条(第六十四条)に改める。
第六十六条(第六十五条)に改める。
第六十七条(第六十六条)に改める。
第六十八条(第六十七条)に改める。
第六十九条(第六十八条)に改める。
第七十条(第六十九条)に改める。
第七十一条(第七十条)に改める。
第七十二条(第七十一条)に改める。
第七十三条(第七十二条)に改める。
第七十四条(第七十三条)に改める。
第七十五条(第七十四条)に改める。
第七十六条(第七十五条)に改める。
第七十七条(第七十六条)に改める。
第七十八条(第七十七条)に改める。
第七十九条(第七十八条)に改める。
第八十条(第七十九条)に改める。
第八十一条(第八十条)に改める。
第八十二条(第八十一条)に改める。
第八十三条(第八十二条)に改める。
第八十四条(第八十三条)に改める。
第八十五条(第八十四条)に改める。
第八十六条(第八十五条)に改める。
第八十七条(第八十六条)に改める。
第八十八条(第八十七条)に改める。
第八十九条(第八十八条)に改める。
第九十条(第八十九条)に改める。
第九十一条(第九十条)に改める。
第九十二条(第九十一条)に改める。
第九十三条(第九十二条)に改める。
第九十四条(第九十三条)に改める。
第九十五条(第九十四条)に改める。
第九十六条(第九十五条)に改める。
第九十七条(第九十六条)に改める。
第九十八条(第九十七条)に改める。
第九十九条(第九十八条)に改める。
第一百条(第九十九条)に改める。

第九 削除
第二十九条中「中央気象台」を削る。
第三十条を次のように改める。
第三十一条を次のように改める。
第三十二条を次のように改める。
第三十三条を次のように改める。
第三十四条を次のように改める。
第三十五条を次のように改める。
第三十六条を次のように改める。
第三十七条を次のように改める。
第三十八条を次のように改める。
第三十九条を次のように改める。
第四十条を次のように改める。
第四十一条を次のように改める。
第四十二条を次のように改める。
第四十三条を次のように改める。
第四十四条を次のように改める。
第四十五条を次のように改める。
第四十六条を次のように改める。
第四十七条を次のように改める。
第四十八条を次のように改める。
第四十九条を次のように改める。
第五十条を次のように改める。
第五十一条を次のように改める。
第五十二条を次のように改める。
第五十三条を次のように改める。
第五十四条を次のように改める。
第五十五条を次のように改める。
第五十六条を次のように改める。
第五十七条を次のように改める。
第五十八条を次のように改める。
第五十九条を次のように改める。
第六十条を次のように改める。
第六十一条を次のように改める。
第六十二条を次のように改める。
第六十三条を次のように改める。
第六十四条を次のように改める。
第六十五条を次のように改める。
第六十六条を次のように改める。
第六十七条を次のように改める。
第六十八条を次のように改める。
第六十九条を次のように改める。
第七十条を次のように改める。
第七十一条を次のように改める。
第七十二条を次のように改める。
第七十三条を次のように改める。
第七十四条を次のように改める。
第七十五条を次のように改める。
第七十六条を次のように改める。
第七十七条を次のように改める。
第七十八条を次のように改める。
第七十九条を次のように改める。
第八十条を次のように改める。
第八十一条を次のように改める。
第八十二条を次のように改める。
第八十三条を次のように改める。
第八十四条を次のように改める。
第八十五条を次のように改める。
第八十六条を次のように改める。
第八十七条を次のように改める。
第八十八条を次のように改める。
第八十九条を次のように改める。
第九十条を次のように改める。
第九十一条を次のように改める。
第九十二条を次のように改める。
第九十三条を次のように改める。
第九十四条を次のように改める。
第九十五条を次のように改める。
第九十六条を次のように改める。
第九十七条を次のように改める。
第九十八条を次のように改める。
第九十九条を次のように改める。
第一百条を次のように改める。

2 気象庁の長は、気象庁長官とする。
(気象庁の権限等)
第六十一条 気象庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一項第一号から第十二号まで、第十四号、第十四号の十一、第四十五号から第四十八号の五まで及び第五十三号に掲げる権限を行使する。
2 気象庁は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、地震、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項に関する調査を行い、並びに気象測器、羅針盤、経緯儀その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

第二款 内部部局
(内部部局)
第六十二条 気象庁に、次の四部を置く。
総務部
予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三条 総務部においては、気象庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 長官の官印及び庁印を保管すること。
三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

目次中「第三章 外局(第五十六条、第五十九条)」を「第三章 外局(第五十六条、第八十条)」に、「第五十六条、第八十条」に、「

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 外局(第五十六条、第五十九条)」を「第三章 外局(第五十六条、第八十条)」に、「

- 四 広報に關すること。
 - 五 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の厚生、教養及び訓練に關すること。
 - 六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に關すること。
 - 七 国有財産及び物品を管理すること。
 - 八 総合調整及び基本計画の設定に關すること。
 - 九 気象業務に關する国際協力事務に關すること。
 - 十 図書及び資料の刊行に關すること。
 - 十一 気象、地象（地震及び火山現象を除く）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に關する許可に關すること。
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属さない事務に關すること。
- (予報部の事務)
- 第六十四条 予報部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報及び警報に關すること（観測部及び海洋気象部の所掌に属するものを除く）。
 - 二 気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に關すること。
 - 三 気象通信に關すること。

- (観測部の事務)
- 第六十五条 観測部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 気象（海上気象を除く）、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象（陸水に關するものに限る。以下「陸水象」という。）並びにこれらに關連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に關する観測並びにその成果の収集及び発表に關すること。
 - 二 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象に關する情報の収集及び発表に關すること。
 - 三 前二号に掲げる事項に關する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に關すること。
 - 四 津波の予報及び警報に關すること。
 - 五 気象測器その他の測器に關すること（海洋気象部の所掌に属するものを除く）。
- 第六十六条 海洋気象部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 海上気象及び水象（海洋に關するものに限る。以下「海水象」という。）並びにこれらに關連する太陽、天空及び海面の輻射に關する観測並びにその成果の収集及び発表に關すること。
 - 二 海上気象及び海水象に關する情報の収集及び発表に關すること。
 - 三 前二号に掲げる事項に關する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に關すること。

- 四 海面水温及び海水の状況の予報に關すること。
 - 五 気象庁に所屬する観測船に關すること。
 - 六 離島における気象業務に關すること（予報部及び観測部の所掌に属するものを除く）。
 - 七 海水象に關する気象測器に關すること。
- 第三款 附屬機關
- 第六十七条 第七十五条に規定するものは、気象庁に、次の附屬機關を置く。
- 一 高層気象台
 - 二 地震観測所
 - 三 地磁気観測所
 - 四 気象庁研修所
 - 五 気象測器製作所
- (気象研究所)
- 第六十八条 気象研究所は、気象業務に關する技術に關する研究を行う機關とする。
- 1 気象研究所は、東京都に置く。
 - 2 運輸大臣は、気象研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。
 - 3 気象研究所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。
- (高層気象台)
- 第六十九条 高層気象台は、高層気象に關する精密な観測及び調査並びに高層気象に關する気象測器の試験及び改良を行う機關とする。

- 2 高層気象台は、茨城県に置く。
 - 3 運輸大臣は、高層気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。
 - 4 高層気象台の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。
- (地震観測所)
- 第七十条 地震観測所は、地震に關する精密な観測及び調査並びに地震に關する気象測器の試験及び改良を行う機關とする。
- 1 地震観測所は、長野県に置く。
 - 2 地震観測所の内部組織は、運輸省令で定める。
 - 3 地磁気観測所は、茨城県に置く。
 - 4 地磁気観測所は、茨城県に置く。
 - 2 地磁気観測所は、茨城県に置く。
 - 3 運輸大臣は、地磁気観測所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。
 - 4 地磁気観測所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。
- (気象庁研修所)
- 第七十二条 気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するために必要な訓練を行う機關とする。
- 1 気象庁研修所は、千葉県に置く。

- 3 気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。
- (気象通信所)
- 第七十三条 気象通信所は、気象無線報の受信を行う機關とする。
- 1 気象通信所は、東京都に置く。
 - 2 気象通信所の内部組織は、運輸省令で定める。
- (気象測器製作所)
- 第七十四条 気象測器製作所は、気象測器その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行う機關とする。
- 1 気象測器製作所は、茨城県に置く。
 - 2 気象測器製作所の内部組織は、運輸省令で定める。
 - 3 気象審議會を置く。
- (気象審議會)
- 第七十五条 気象庁の附屬機關として、気象審議會を置く。
- 1 気象審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の定めるところによる。
- 第四款 地方機關
- 第七十六条 気象庁に、次の地方機關を置く。
- 一 管区気象台
 - 二 海洋気象台
- (管区気象台)
- 第七十七条 管区気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。
- 一 気象（海上気象を除く）、地象（地震及び火山現象を除く）、陸水象及び津波の予報及び警報に關すること。

二 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象の観測の成果及び情報速報に関する事項。

三 気象（海上気象を除く）、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関する事項。

四 気象（海上気象を除く）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関する事項。

五 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事項。

六 前各号に掲げる事項に関する気象通信に関する事項。

七 気象測器その他の測器に関する事項（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）

第七十八条 管区気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌管区気象台	札幌市
仙台管区気象台	仙台市
東京管区気象台	東京都
大阪管区気象台	大阪市
福岡管区気象台	福岡市

2 管区気象台に次の二部を置く。
総務部
技術部

3 管区気象台の管轄区域及び内部組織の細目は、運輸省令で定める。

4 運輸大臣は、管区気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台、測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

5 運輸大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができる。

第七十九条 海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 海上気象及び海水象（津波を除く。）の予報及び警報に関する事項。

二 海上気象及び海水象の観測の成果及び情報の速報に関する事項。

三 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関する事項。

四 海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関する事項。

五 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事項。

六 前各号に掲げる事項に関する気象通信に関する事項。

七 海洋気象台に所掌する観測船に関する事項。

八 海上気象及び海水象に関する気象測器に関する事項。

第八十条 海洋気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
函館海洋気象台	北海道亀田郡亀田村
神戸海洋気象台	神戸市
長崎海洋気象台	長崎市
舞鶴海洋気象台	舞鶴市

2 海洋気象台の管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

別表第一中
運輸省 船員労働委員会 海上保安庁
捕獲審検再審査委員会 海難審判庁

3 運輸大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台に分掌させることができる。

附則
1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。
2 従前の中央気象台の機関及びその職員は、気象庁の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
3 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

運輸省	船員労働委員会	海上保安庁
本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海難審判庁 計	本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海難審判庁 計	本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海難審判庁 計
九三〇人 五〇人 一七〇人 一八〇人 二五〇人	一四、五三人 五〇人 一七〇人 一八〇人 二五〇人	一四、五三人 五〇人 一七〇人 一八〇人 二五〇人

を
を
を

5 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項中「中央気象台長、管区気象台長」を「気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長」に改める。

6 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項及び第二項中「中央気象台」を「気象庁長官」に改める。

○吉野國務大臣 それでは提案の理由をまず御説明申し上げます。
今回の改正の要点は、運輸省の付属機関である中央気象台を運輸省の外局とすることであり、
現在、中央気象台が所掌しておられます気象業務は、航空、海上はもとより、陸上におきましても、交通安全の確保に最も重要な関係を有しておられますが、その他農水産業を初め他産業への寄与、国土の災害防止、學術研究その他各種事業に対する基礎資料の提供等国民の生活領域に深く浸透して、不可欠なものとなっているのであります。
気象業務は、右のように、関係各省の行政にもそれぞれ密接な関連を持っており、常々これらとの機関と緊密な連絡を保持することが必要であります。
また、気象業務は、近年ますますその利用価値が高まり、利用の範囲も広範な分野にわたり、気象業務法に基づく行政事務の運営に一そう的確、迅速を要することになりましたので、同法に定める運輸大臣の権限を中央気象台に

移して、気象業務の万全を期する必要がある。

このように、中央気象台の業務は、その性質が多分に現業的であり、かつ、全国的に百六十余の地方機関と、千五百余の観測所等が網の目のように有機的に組織されており、五千五百五十名の職員を配置して、一体的に業務を遂行する大きな事業体であります。従いまして、中央気象台は、国家行政組織法第八条のもつばら試験研究を行う付属機関であるよりは、むしろ同法第三条の外局とすることが適当であると考へますので、運輸省の外局として、気象庁としたのであります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

気象庁は、従来の中央気象台の任務及び機構を踏襲することとなり、本部局として、総務、予報、観測及び海洋気象の四部を置き、付属機関として気象研究所、高層気象台、地震観測所、地磁気観測所、気象庁研修所、気象通信所及び気象測器製作所を置き、地方機関としては、管区気象台及び海洋気象台を、また、これらの事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方気象台、測候所等を置いております。

なお、気象庁の設置に伴いまして、国家行政組織法、行政機関職員定員法、消防法及び水防法の関係規定を整備いたしました。

ら、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるよう御願ひ申し上げます。

○山本委員長 次に農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。大石農林政務次官。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三号の二 委託に基き、国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

第五号中「農業改良局」を「振興局」に改める。

第七号中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八号第一項第五号中「農村工業」の下に「及び副業」を加え、同項中第十一号、第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十三 削除

第八号第一項第十六号中「に關する調整を図ること」を「の指導監督を行うこと。（審判局の所掌に属することを除く。）」に改め、同条第二項中「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

第十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第十五 開拓及び土地改良事業に關する試験研究を企圖し、並びに關係試験研究機関の行つ当該試験研究の連絡調整を行うこと。

第九号第四項中「第十三号」を「第十五号」に改める。

第十号の見出し及び第一項中「農業改良局」を「振興局」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に關し、指導、助成及び連絡調整を行うこと。

第十号第一項第五号の二の次に次の四号を加える。

五の四 農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

五の五 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

五の六 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に關する事務の連絡調整を行うこと。

第十一号第三号の次に次の一号を加える。

三の二 家畜取引に關すること。

第十一号第七号中「牧野」を「草地」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜産に關する試験研究を企圖し、並びに關係試験研究機関の行つ当該試験研究の連絡調整及び畜産に關する技術の改良発達を図ること。

第十二号中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

（次条から第十六条の二までにおいて「会議」といふを置く。）

第十四条 会議は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に關すること。

二 農林省の試験研究機関の行つ試験研究に關する事務の総合調整に關すること。

三 農林省の試験研究機関の行つ試験研究の状況及び成果の調整に關すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に關すること。

五 都道府県その他の者の行つ農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に關すること。

六 農林省の試験研究機関の行つ試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に關すること。

第十五条 会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

第十六条 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に關し学識経験のある者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

第十七条 会長及び委員の任期は、四年とする。

第十八条 会長及び委員は、再任されることが出来る。

第十九条 会議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

第二十条 事務局に事務局局長を置く。

（農林水産技術會議）

第十六条の二 前四条に規定するものの外、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第二十五条第二項を次のように改める。
2 輸出品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
小樽輸出品検査所	小樽市
東京輸出品検査所	東京都
静岡輸出品検査所	静岡市
神戸輸出品検査所	神戸市
門司輸出品検査所	門司市

第三十四条第一項の表の農業資材審議会の部中「農産種苗及び農薬」を「農産種苗、農薬及び畜種」に改め、同表中

酪農審議會

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること

積雪寒冷単作地帯振興対策審議會

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)によりその権限に属せしめられた事項を行つこと

農山漁村振興対策中央審議會

農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に關する重要事項を調査審議すること

農山漁村の統計的經濟調査に關する農林畜水産業用の固定資産の評価に關する重要事項を調査審議すること

農林漁業用固定資産評価審議會

統計的調査資料に基き農林畜水産業に關する予測事業に關する重要事項を調査審議すること

農業観測審議會

改める。

第三十六条に次の一号を加える。
十 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴ひ必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の

施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。
第五十六条第三項中「農業改良局長」を「振興局長」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。
(動物医薬品検査所)
第二十六条の二 動物医薬品検査所は、畜産業専用物品たる医薬品及び用具の検査を行つ機関とする。
2 動物医薬品検査所は、東京都に置く。
3 動物医薬品検査所の内部組織については、農林省令で定める。
第三十三条第一項に次の一号を加える。
七 委託による草地の改良

酪農審議會

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること

第六十九条の次に次の一条を加える。
(附屬機關)
第六十九条の二 営林局の附屬機關として、病院及び診療所を置く。
2 病院及び診療所は、営林局及び営林署の職員が診療を行つ機関とする。
3 病院及び診療所の名称及び位置は、農林省令で定める。
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第二の農林省の項中「農業改良局」を「振興局」に改める。
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の項を削る。

4 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「総理府」を「農林省」に改める。
第十三条第一項及び第七項中「内閣総理大臣」を「農林大臣」に改める。

5 この法律の施行の際現に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の委員又は専門委員である者は、前項の規定による改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三条第一項又は第七項の規定により任命されたものとする。

○大石(武)政府委員 ただいま上程せられました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農山漁家の経営を安定せしめることを主眼として農林水産行政を推進して参ります上におきまして、従来の施策のほか、特に昭和三十一年度から新たな施策として実施して参りたいと考えたのであります。これは、農林水産業の技術水準の高度化に資するための試験研究の効率的な運営をはかることと、自主的な振興をはかるための対策を講ずることとであります。このような施策を強力に推進して参りますには、これら行政事務を遂行いたします農林省の關係部局をそれに即応するように改めることが必要でありますので、これらの点を中心として、農林省設置法の一部を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。
まず第一に農林水産技術會議の設置であります。農林水産業の生産性の向上が技術水準の高度化を基礎とすることは、いふまでもありませんが、最近の科学技術の進展に伴ひ、農林水産業における試験研究もまた、重要性を増すとともに複雑多岐にわたつておりました。試験研究の各部門の間において共通の問題が少くない反面、各部門の試験研究相互の関連を顧慮することなく試験研究を実施することは多くの重複や非効率の欠陥を免れません。従つて、これらの欠陥を是正し、試験研究の効率的な運営を確保するために、農林本省の付屬機關として農林水産技術會議を

設置することにいたしましたのであります。農林水産技術會議は、大所高所に立つて農林水産業及び農山漁家の生活にかかると試験研究の基本的な計画を企画立案し、この方針に基いて、各試験研究機關の行つ試験研究に關する事務の総合調整及び指導等を行つこととしておきますが、この會議の任務が農林水産業全体にわたつて、かつ、高度の識見を必要としますので、会長及び委員六人をもつて組織し、その運営に遺憾のないようにしておる次第であります。
第二は、振興局の設置であります。経営規模の零細な我が國の農林漁業にとつては、個々の農山漁民の力だけでは、その発展におのずから限界があることにかんがひまして、一つの經濟地域において農山漁民の自主的な總意に基き活動が緊要であると考へますので、耕種、畜産、養蚕、林産及び水産を含め、適地適産の推進に重点を置いて、農山漁村の総合的な振興をはかるため、新農山漁村建設総合対策を講ずることとしたいたしました。この事業を強力に推進いたしますために、これに關する事務と現在農業改良局が所掌しておられます農業経営の改善、農業生産の増進、改善の事務等とをあわせまして、新たに振興局を設置し、農業改良局を廃止することとした次第であります。なお、農林振興の一環であります農業移民及び農業用水力発電の助成の事務もこの振興局で所掌することにいたしております。

第三に、主として振興局の設置に伴ひまして、本省の内部部局相互間の事務調整を行なつておきます。すなわちさきに述べました農山漁村振興の事務を大臣官房から、農業移民の事務を農

地局から、小水力発電の助成の事務を農林経済局から、それぞれ振興局へ移すほか農林水産業に関する災害対策の連絡調整の事務等を大臣官房から農林経済局へ移すとともに、農地局の事務として国営の開墾建設工事または土地改良事業に伴い必要を生じた工事等を委託を受けて行うことができることを明確にするほか、畜産局、蚕糸局等の所掌事務についても必要な改正は加つておきます。

第四は、その他の付属機関の設置であります。その一は、輸出品検査所の能率的な運営をはかるため、現在の支所の一部を本所に昇格し、東京のほか、小樽、静岡、神戸及び門司に輸出品検査所を設置することいたしました。その二は、畜産局において従来から動物専用の医薬品の検査を行なつておりましたが、この検査を行う機関として新たに動物医薬品検査所を設けることといたしました。その三は、営林局及び営林署の職員診療所を行つておりました病院及び診療所が設けられておりましたのを、営林局の付属機関として設置法上明確にいたしました。その四は、審議会の設置であります。積雪寒冷単作地帯振興対策審議会は総理府から農林省に移管されたものであり、農山漁村振興対策中央審議会はさきに申し上げました新農山漁村建設事業の重要事項を審議するものであり、農林漁業用固定資産評価審議会及び農業観測審議会は、統計的調査における固定資産の評価、あるいは農業観測事業についての審議機関として従来から置かれておりましたものを、今回制度化したものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 次に通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。川野通商産業政務次官。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律

第二十一条第二項の表中

桐生繊維製品検査所 桐生市
福島繊維製品検査所 福島県伊達郡川俣町

第二十八条第一項の表四国通商産業局の項中「丸亀市」を「高松市」に改める。

第三十九条中「長官官房及び左の四部」を「左の六部」に、「審査第二部」を「審査第三部」に改める。

第四十条（見出しを含む）中「長官官房」を「総務部」に改め、第八号を第十四号とし、第七号の次に次の六号を加える。

- 八 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。
- 九 調査及び統計に関すること。
- 十 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号の次に次の一号を加える。

第二十六の二 工業用水道に関する事務を行うこと。

第二十一条第二項の表中

桐生繊維製品検査所 桐生市
福島繊維製品検査所 福島県伊達郡川俣町

第二十一条第二項の表中「桐生市」を「高松市」に改める。

第三十一条中「特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。」

第三十二条中「特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。」

- 十一 弁理士に関すること。
- 十二 特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。
- 十三 工業所有権に関し、外国と連絡すること。
- 第四十一条を削り、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を削り、第四十一条の次に次の三条を加える。

（審査第三部の事務）
第四十三条 審査第三部においては、鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

（審査第四部の事務）
第四十四条の二 審査第四部においては、電気、通信、測定及び日用品に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則

○川野政府委員 通商産業省設置法の一部を改正する法律の提案理由について御説明申し上げます。

改正の内容は、第一に、特許庁の長官官房を廃止し、審査第三部及び審査第四部を増設することであり、特許庁の現在の内部機構といたしましては、長官官房のほか総務部、審査第一一部、審査第二部及び審判部の四部があり、審査第二部が発明及び実用新案に関する審査を担当しておりますが、最近における発明及び実用新案の出願件数は著しい増加を見、昭和二十五年の約四万一千件が昭和三十年においては約九万五千件と二倍以上に達し、

また出願の内容も、技術の進歩を反映して次第に高度化して参りましたので、その審査事務も著しく増大し、審査の困難さを加えつつある現状であります。このような状態におきまして審査事務を適切かつ能率的に処理するために、逐年人員を増強し、職員研修を実施し、審査資料を整備する等の措置を講じて参つたのでありますが、何分にも処理事務及び統轄人員が増加し、また関係技術分野が拡大されたため、一人の部長でこれを統轄処理することはきわめて困難となつて参りました。従いまして、ここに長官官房を廃止して機構の簡素化をはかるとともに、審査事務を担当する審査第三部及び審査第四部を増設し、事務処理の適切を期することといたしました。

次に、改正の第二点といたしましては、従来丸亀市に置かれていた四国通商産業局の位置を、他の行政機関との連絡、その他立地条件等を考慮し、高松市に変更することといたしました。

改正の第三点といたしましては、最近における絹織物の検査数量の増大と、技術指導の必要性にかんがみ、横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格することといたしました。

以上三点のほか、工業用水道に関する規定を設ける等所掌事務及び権限に関する規定について若干整備を行うことといたしました。

以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 以上三案に対する質疑は後日に譲ります。

以上が本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。通告がありますので順次これを許します。高橋君。

○高橋(等)委員 昭和二十三年六月三十日以前に退職事由の生じた公務員の恩給は正につきましても、前々国会の当委員会において、これが是正をなすべしという付帯決議をいたしておるのをごさいます。このたびの政府の措置はその付帯決議をいたしたるものとして、私は一応満足をいたしておるものであります。ただ、ここで二点だけ伺いをいたしておきたいと思つてございす。その第一点は、号俸の引き上げに当りまして、二十四号以上は引き上げられておりません。これはどういふような理由で引き上げられておらないか、その点恩給局長より御説明をお願いします。

○三橋政府委員 ただいま高橋委員からお話のございました旧恩給号俸の二十四号というところは、基礎俸給の昔の年額でございます。この四千八百円、すなわち従来の委任官の一号表一級俸以下を受けた人の旧恩給の基礎俸給の号俸でございます。これに対応します現在の恩給を計算します場合の基礎俸給の年額は、三十八万二千八百円になっておるのでございます。これは一万二千円ベースの公務員の俸給について考へますと、十二級職の六号俸相当額でございます。十二級職六号俸相当額といふと、十三級職一号俸もこれと同額でございます。新給与制度が実施されましたのは昭和二十三年七月でございます。新給与制度が実施

せられました直後の中央官庁の課長の最高号俸に相当する額となつておるのをごさいます。今回の増額措置につきましても、国家公務員たる一般官吏につきましても新旧俸給の比較をして、局長の範疇に属するものは局長、課長の範疇に属すると思はれるものは課長といふふうに、まず大まかなワキをきめまして、対照いたしました。そのワキ内におきまして、旧退職者の恩給を一般の俸給切りかえの線に沿ひまして、できるだけ高いところに持つていくような方策を講ずる趣旨をもつて法案を作つて参つたのでございす。ところが、今高橋委員から仰せられました旧恩給号俸の二十四号俸のところを増額すると、旧課長を新しい局長で最低の俸給を受けたものよりも優遇するやうな結果になつて参ります。そこで、これを一つの標準といたしまして制限いたしました次第でございます。二十四号俸以上のところにつきましては増額の措置をいたしてはいたないのでございす。

この増額をいたしてはいたないので、昔の局長は、今の局長とは少し違ひますけれども、新給与制度が実施せられました後に一万二千円ベースの俸給を受けて退職せられました公務員について考へますと、大休局長のところは局長、次官のところは次官クラス、こゝろに合致してはいるように思はれますのでこの方の増額はやめることになつた次第でございます。

○高橋(等)委員 そりすると、二十四号俸以上は現在の局長、次官を受けている給与とそり違ひない、むしろ引き上げをやると今の方が悪くなるのだ、そり解釈してよろしいわけですね。

○三橋政府委員 全くその通りでございます。

○高橋(等)委員 大臣の出席を至急に要求いたします。

それでは、大臣がおられませんが、旧軍人恩給との関係についてであります。旧軍人の終戦前に死亡したあるいは負傷したしている連中と今度の引き上げとの関係であります。政府の方の御説明では、今度の軍人恩給の制定は過去の恩給の復活ではないと言つてきておるわけですが、そりいふやうな考え方からいって、いろいろ議論があると思ひますが、この引き上げは旧軍人恩給にどの程度影響するのか、影響はないのか、どういふ解釈をしておられるか、この点を簡潔にお話願つておきたいと思ひます。

○三橋政府委員 今回の法案は、先ほど御説明申し上げましたように、第二十二国会におきます付帯決議の趣旨に基づきまして制定せられたものでございまして、これは昭和二十三年六月三十日を境といたしまして、その前後の恩給の年額において差があるところを是正するやうにとり御要望に沿つて作られたものでございす。従いましてそりいふ観点に立つて考へました場合におきましては、文官恩給につきましても直接に今度のやうな是正の問題が起つてくるのでございす。旧軍人関係の恩給につきましても、今高橋委員のおっしゃいましたように、昭和二十三年前と後とによつて旧軍人の恩給の年額に差があるといふことはございせんから、昭和二十三年六月三十日を面しまして前後の恩給の比較をして、それから直接の恩給の是正の問題は起つてこない、と考へております。ただ間接の問題はあるといひましたし

しても、直接の関係はない、こゝろいふやうに考へて今度の措置をいたした次第でございます。

○高橋(等)委員 今までの恩給関係の法律改正につきましても、恩給法の一部改正といふ格好をとつておる。今度の法律は別に、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案として、別個の法律をお出しになつておる。これはどのようなお考えで別個の法律をお出しになつたか、それを一つ……

○三橋政府委員 これにつきましては、特別な理由はございせん。この前の昭和二十七年の恩給の不均衡の是正に関する法律につきましても、やはり特別立法の形をとつておりますので、今度もそりいふやうなもの考へ方に基きまして、特別な措置をすることにいたしましたのでございす。

○受田委員 いずれ大臣がおいでになると思ひますが、大臣はこの恩給問題についてはしるうとであつて、よく事情がわからない。従つて恩給局長その他の人たちが、何か入れ知恵をして、急にある程度の知識を獲得したという程度ではないか。従つて政治的な観点からの回答はできるかもしれないが、事務的な問題の解決は恩給局長がしなければならぬ。しかも恩給局長はこの前の改正案のときにおいて、文官と武官の恩給の不均衡問題について、不均衡はないといふ意味の御発言もあつたので、従つて今恩給局長に対してお尋ねをする問題も、日本の恩給制度に関する基本的な問題に進んでござるを得ないと思ひます。

以上理由のもとに、まず第一点として恩給局長にお尋ね申し上げたいこと

とは、このたびのこの法案は、政府提案になつてゐる。われわれは政府は従来一貫した恩給施策を考へておられると信じておつたのであります。従つてその信じた立場からこの法案が出されたと思ひますが、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給を受けていた旧文官の恩給額は、確かに低かつたのであると確認をせられて御提案なされた了承してよろしうございすか。

○三橋政府委員 その通りです。

○受田委員 しかればこの御提案になられた具体的な数字を拜見しますと、恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額において、七万二千円の額の者が七万九千八百円、これが一番低い線でありますので、一番低い線の引上率は、大体において一割一分となつておる。それから一番引上率の高い十一万八千二百円が仮定俸給十四万四千円となつてゐるあたりからは、大体二割一分八厘前後を動いてゐるのであります。特に低額の受恩給者の増加歩合の低い理由は、どこにあるのでございすか。

○三橋政府委員 これは各対応俸給におきまして、何割ふやうといふやうな方法をとつて増額の措置を講じたわけではございせん。旧基礎俸給と同額の俸給をもらつておつた人たちが、昭和二十三年七月新給与制度の俸給に切りかえられた場合の事情を考へまして、こゝろいふやうな対応俸給を作つた次第でございます。従つて今仰せられますやうなところは、切りかえのときのそのまゝのその姿が出てきておる、こゝろいふやうに考へておるわけでございます。

○受田委員 この法案は六十才以上の老齢者を優遇する案になっておるのでありますが、今私が指摘しました下級者が特に増加歩合が低いということとあわせもちまして、少くとも恩給法といたしましては画期的な老齢年金的な性格を帯び、ある程度社会保障の含みのあるような御提案であると私は確認しておりますが、こう了解してよろしゅうございませうか。

○三橋政府委員 特にそういう深い意味をもって措置されたわけじゃございませぬ。

○受田委員 六十才以上と定められた理由は、どこにあるのでございませうか。

○三橋政府委員 御承知のように、恩給の年額は非常に大きな金額になっておるのでございまして、本年度の予算におきましては、九百億円に達するような予算でございまして、従いまして今度の増額の措置をするに際しましては、乏しい国家財政の中からいろいろやりくりして、こういうことになつたのでございまして、そういうことを考えまして、増額をするに当りましては、緊急やむを得ない人から増額の措置をするよりなふりに考えた次第でございまして、もちろんできることなら今受田委員のおっしゃいますごとくに、六十才未満の人に対しましても増額の措置をしたいと考えてたのでございまして、それがどうしても許されないといいことになつて参りますれば、これは緊急の人から先に増額の措置をするよりほか仕方がない。こういう観点に立ちまして、実は六十才以上の人に今度増額の措置をすることにいたしました次第でございまして。

○受田委員 従来の恩給法で六十才以上と限定した何かの特例措置があつたでございませうか。

○三橋政府委員 ございませぬ。

○受田委員 しかば今回の措置は、恩給法の施行された以後における画期的な措置と断定してよろしゅうございませうか。

○三橋政府委員 それではございませぬ。恩給制度が最初作られましたときには、社会政策的な考え方はあまり入つていなかったように思われるのであります。しかしながら、昭和の何年ごろでございませぬか、国家財政窮乏のときに、扶助料の年額が増額されました場合にございまして、いわゆる加給の制度——家族の多いものに対しては加給をつけるというような制度がとられたのでございまして、そうしたことは、国家財政の苦しい中から、急を要する人々に対しての恩給の増額をするものと思つてございまして、今度の措置も、現在の国家財政の現況に鑑み、適切な措置としてとられたことであり、もうすでにこれに類する先例もあることと考へております。

○受田委員 恩給法ができてから長い年月がたつておるし、特に現在の恩給法は大正十二年四月十四日にできたもので、従来の文官と武官との恩給が一体化されたものであるという建前からいふならば、今の家族加給のような問題は例外であつて、恩給法そのものは、社会保障的な、社会政策的な考え方から出発したものでないかと考へてよろしゅうございませうか。

○三橋政府委員 最初は確かにそうでございまして。

○受田委員 恩給法に対しては、世上いろいろな批判が行われており、単なる恩給的な公務員施策であるというよりな事になつては妥当を欠くという声もある。いわんや恩給亡国論というよりなものも唱えられてる現状において、この恩給法のあり方をだんだん変えていって、社会保障的な性格をこれに取り入れていくということは、あえて私は遠慮される必要はないと思つておりますが、恩給局長はいかなる御見解をお持ちでございませうか。

○三橋政府委員 私は社会保障制度的とか、社会保障政策とかいう言葉につきましては、おっしゃっている方の言葉の意味が、はっきりわからない場合があるものですから、私はそれに対して確たる返事をしかねる場合もあるでございまして。しかしながら古い言葉かも知れませんが、社会政策的という言葉が昔から使われておりましたが、そういうような考慮は昔から払われておることであり、世の中の移り変りに応じて、恩給制度の運営に当つても十分考へていかなければならぬものだと考へております。

○受田委員 恩給制度の運営を全部社会の情勢の変化、進展に応じて考慮していくということでありませぬならば、これは非常に融通のつくことになつてくると思つております。私はそこでさらに質問をさせていただきますのであります。今の時勢で、恩給制度そのものにある程度批判が加えられておる際、今回出された政府の六十才以上の老齢者に対しての恩給額を増額するといふべき方は、われわれとしては非常な意味の深い、むしろ歓迎すべきものであると考へておる。今までとたく

公務員に対する恩給制度であつたといふ印象から、国民年金の一種である老齢年金もこれを繰り入れていくべきよるな法案を出されたといふことは、私たちが考へている恩給制度を漸次国民年金へ転換していくという過程においても、重大な意義を持つておると思つております。そこで問題とされることは、この六十才以上という年齢制限はいたしまして、その奥さんであつた人が六十才以下であるならば、当然遺族の扶助料が支給されなければならぬ。配偶者が六十才に満たない間は増額されない。従来の恩給額を公務扶助料に切りかえてちやうだいするといふ矛盾が起つてきておる。すなわち夫が六十才以上で増額された恩給をもらつていながら、奥さんは、増額された恩給でない、前の恩給の半分しかもらわぬといふことになる、これは恩給法上の建前からいふならば、現に恩給の半額を扶助料としてもらふべきもの、半額ももらえないという矛盾が起るものであります。この点はいかが考へてございませうか。

○三橋政府委員 遺族である妻に対して、年令の制限を設けて増額の措置をしたことについての御質問でございませぬが、私どもといたしましては、六十才という制限は、とればとつて措置をしたいと考へておつたところでございまして。確かにお話のようなことは、一つの議論として考へなければならぬことと思つておりますが、戦傷病者戦没者遺族等援護法、国家公務員共済組合法において、お話のごとく年令に制限なく、遺族である妻は遺族年金は支給されることになっております。しかし一

昨年改正された厚生年金保険法におきましては、妻が四十才に達したときでないと年金はもらえなくなつておりますし、また船員保険法においても、妻が五十五才に達しなければ年金はもらえないことになっております。そういうことを考へますと、この乏しい財源のうちから措置する場合におきましては、妻の場合、その人の稼働能力に若干の差がつけられるときは、稼働能力のある人を役回しにして、稼働能力のない人を先にする措置を講ずること、やむを得ないのでないかと考へて考へたのであります。それからまた実際問題として考へました場合に、昭和二十三年当時の調査によりますと、普通恩給を受けるに至つた初給年令は四六・八才になっております。受給年数は大体におきまして二・三・四といふことになっております。受給者の死亡平均年数は大体六十二・三才くらいになるのではないと思つております。そういうことを考へますと、遺族である者については、六十才未満の方もかなり多いと思つてございませぬ、今申しましたような判断をいたしますと、該当者の数はごくわずかではないだらうか。またかりにあつたといつたしましても、そういうような方は数年ならずして六十才に達せられる方ではなからうか、こういうことを考へて入れまして、実は非常に心苦しい措置ではありましたが、このような措置をとつた次第であります。

○受田委員 今恩給局長は、厚生年金保険法や船員保険法を例におとりになされて、四十才とか五十五才とかいう支給停止期間の御説明をされたわけでありませぬが、寡婦になつたといふこと

は、精神的、物質的に受ける打撃が容易でない。従つて社会保障政策からい

になると恩給増額部分は、たとえはこ

料を支給されるとしたら、どれだけの

用意な案といわざるを得ないのであり

が適當ではないかというよりも考

易でもない。従つて社会保障政策からい
ましても、老齢年金とあわせて寡婦
年金というものを考へてやるのが各国
の共通した考え方なのであるが、寡婦
になつた悲劇と年とつてからの苦勞を
同等に見ておられます。従つて六十才に

に生じたかも知れませんが、私が申
し上げましたのは、この増額はもちろ
んで行われる一般的な受給者に対しまし
てでありませんが、限られたる国家財政

に於いては、大よそ算算的のどのくら
い必要とするかという見当はおわかり
にならないでしようか。

たぐいまる受田委員から六十才の制限
を置いたことについての御質問があり
ました。その理由はただいまの恩給

な問題ではないかという見当は、大東

から、夫が受けていた恩給年額の半額
を支給されるという恩給法の建前が考
慮されなければならぬと思ひます。し
かも局長の御指摘のごとく、六十才
に達せざる配偶者はきつめて少数であ
るということであるならば、予算上にお
いても大した問題ではないように思ひ
ます。老齢年金と寡婦年金とをわれ

て案を立てたといふふうな誤解を生じ
たかも知れません、その点一つ誤解のない
のであります。その点一つ誤解のない
ようにならぬ、こつていふことを先

に「ある、ある」と呼ぶ者ありそれは数
字的にはつきりと私は研究をつかんで
おります。ただお伺ひいたしたいので

は、現在四十五才というより年齢層
が恩給を受けおるのであります。も

は、公務死とみなすとして恩給を支

われは同額にされたといふ立場か
ら、六十才に達せざる未亡人の苦し
みを感じるときに増額の部分のわず
かしか増額してない。せめて半分くら
いのスズメの涙くらゐのものを削つて
まて六十才に達せざる未亡人を悲観
させなくて、その措置をおとりにな

は正額二億七千万円、年額十億八千
円といふところに一致したのでござい
ます。よろか。

は、現在四十五才というより年齢層
が恩給を受けおるのであります。も

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

は、公務死とみなすとして恩給を支

この恩給法制定当時から、実際上の認定の問題として扱われて参つておる公務というものを対するはつきりした法律の規定というものはないわけでございます。

そこで大東亜戦争になりましたら、戦禍というものは内地はもちろんで外に全域に及んでおりますし、また丙種等の身体の虚弱な者、これを徴兵として召集して、しかも激烈な勤務、日清、日露その他のときの兵役の勤務とは比較にならないほどの訓練を突はいたしておる。しかもその当時と比べまして、医療設備にしまして、給与等にしまして、当時の一般の国民の状況と比べてみると、この召集を受けた人々は、戦争末期において特に激しかったと思ふのだが、非常に不備な状況であつて、そのために結核等にかかつて死亡した人はたくさんあるのがあります。それでそういういろいろなことを考へてみますと、日清、日露戦役当時の規模で解釈されておりました公務の解釈というものは、いろいろな点から考へてみて、このたびの戦争ではその認定基準を根本的に検討し直さねばならぬじゃないか。すなわち公務死の認定基準を適正化するということとが私は必要になつてゐる、事情が變つてきてゐるのだ、こう考へるのであります。従つて内地で入営中に死亡した者、すなわち内地と申しますと、満州とか、朝鮮とか、台湾とか、樺太、これはみな援護法でいう内地でござい

ます。その他内地で召集によつて故意または重大な過失によらないで病氣にかかつたり、負傷したり、それが原因で死亡したような人については、公務扶助料なりあるいは障害年金なりとい

うようなものを考へてやらなければならぬと私は考へる。これが現在の遺族問題の残された一つの大きな問題はエア・ポケットだと考へるのでございます。これだけはぜひとも一つ政府で善処してもらわなければならぬと考へるのでございますが、どういふやうな状況になつておるか。大臣はどういふやうにお考へになつておられますか。その点を伺つていただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お尋ねの問題は、私どもしばしばいろいろな例に出つておる。しかも重要な問題であると存じますが、ただいまのところ内地においで死没いたしました軍人につきましては、戦地における場合と異なりまして、人事記録その他の証拠書類によりまして、その軍人の死亡が公務によつて死亡したかどうか、その判定のところがたゞいまいろいろお話のあつたところでございまして、現在までのところでは従来の資料、証拠等によりまして、その軍人の死亡が公務によつて死亡したかどうかを判断しておるわけでございます。従つて内地における旧軍人または旧準軍人の死亡をすべて公務死に準じて取り扱ふということになりますと、公務に起因しない死亡をもつて戦死者の遺族と同等な処遇をいたすことになるわけでありまして、戦死者遺族の処遇をかえつて軽くするやうな結果になりはせぬかといふふりなことで、現在は御承知のやうな判定の基準を取り扱つておるわけでありませぬ。この問題につきましてはなお政府でも慎重に検討いたしてみたいと思つておられます。

りよるなものを考へてやらなければならぬと私は考へる。これが現在の遺族問題の残された一つの大きな問題はエア・ポケットだと考へるのでございます。これだけはぜひとも一つ政府で善処してもらわなければならぬと考へるのでございますが、どういふやうな状況になつておるか。大臣はどういふやうにお考へになつておられますか。その点を伺つていただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員 私は公務の判定基準を聞いてゐるのではないのであります。それを考へる必要がある。今までの公務というものをやられてゐるのは、古い思想、古い状況のもとで、これは公務だといふいろいろなものを積み重ねてそこで判定された。この徴兵された者については公務といふものはさういふものではないんだといふことなんです。きよよりは大臣も時間もないやうだし、本論からいふと問題で、ぜひ実現をお願ひしておきたいと思ふ。

なほ一点、私は政務次官に簡単に伺ひして、大臣にお伺ひするんですが、いわゆる加算制度について、調査費を組みまして、加算制度の調査を始めてからもうずいぶんたつてゐるはずであります。集計が出て、加算をこの程度やればどの程度かかるといふやうなことも国会へ御報告願つてい

いときではないかと考へる。どの程度に進んで、どういふ状況であるか、その点を御説明願ひたい。この委員会へ数字を文書として御提出をお願いいたしたい。経過的なものでもいいからぜひお出しになる時期が来ていると思つて、ただいままでの状況を一つ伺つて、それから大臣に御要望申し上げたい。

○山下(等)政府委員 ただいまの高橋先生の御質問に對しましてお答え申し上げます。加算の実施に關する調査は、昨年の八月末調査要綱を制定いたしました、それぞれの機関に準備を命じまして、それぞれの実施に移し、目下都道府県及び地方復員部における作業が完成に近づいておりました、その完成を待つて、厚生本省の作業に移るつもり

でございます。その細部の状況を申し述べますれば、次の通りでございます。

第一点は、兵籍等の基礎資料約七百五十万件は、旧陸軍関係のものにつきましては都道府県に、旧海軍関係につきましては地方復員部に整備保存されております関係上、第一段階の統計作成を都道府県及び地方復員部に受け持たせるやうにいたして、都道府県及び地方復員部におきまして、前述の調査要綱により、まず保管資料を統計の目的に應ずるやうに分類配列が之をいたしまして、次いでこれら資料の一つ一つにつきましてこれを点検して適格者を抽出し、その勤務内容につきましてカードに分類記入して、資料を作成するといふ作業をいたしておるのでございます。

第二点は、都道府県及び地方復員部における統計作成の作業は、本年三月末をもつて終了する目途で始めました。が、すこぶる順調に推移いたして、おまして、すでに約半数の都道府県におきましては、統計を完成して厚生省に送付して参つております。これらすでに送付いたしました資料を点検いたして、綿密に作業をいたして、

第三点は、今後都道府県及び地方復員部からの資料が集まりましてから、厚生省におきます全体集計の作業を始めさせるつもりをいたして、加算が、厚生省における作業に際しましては、一般の集計作業のほかに、加算を付する各種の場合に分析、いたしました。それそれぞれの場合に應ずる結果を導き出す作業がありますので、おおむね六月末までに全部の作業を完了いたし

まして、数字等を記入いたしました。書類をもつて報告いたすことが可能であらうと考へております。

○高橋(等)委員 どうぞ御調査をお急ぎになりました、中間的でもよろしいですから、数字を御報告願ひたいと思ひます。期限は切りませんが、国会の終るごろまでには、ぜひ一つお願いいたしたい。

それから加算問題ですが、この問題については、敗戦からみまして、戦地勤務あるいは特殊勤務の方に加算をするといふことについては、いろいろな国民感情を考慮しなければいかぬ問題があることは重々了承しておるのであります。たださういふことを御記憶願ひたいと思ひますのは、現行恩給法によりまして、戦地へ三年ぐらゐるは二年八カ月ぐらゐり行つて、まだ終戦の混

乱のない以前に早く戻つてきて、恩給請求をいたします。さうすると旧法によりまして、それには恩給がつくのであります。さういふ人々には加算による恩給が現在ついておる。さうして今受け取つておる人もあるのでございます。ところが五年も六年も――七年以上は一時金が出ておるといふは七年以上は一年も六年も、あるいは七年も八年も行つて、苦勞をして戻つてきた。さうして手続をしておるうちに終戦になつた、あるいは終戦後に戻つてきた人々には恩給が何もない。ここに加算問題の非常な不公平、平等でない問題があるのでございます。それに

ることを考えなければいけません。こ
とに不平等というよりは、なお苦勞し
た人が恩給がつかないで、早く
帰って来た方がつくというのですか
ら、これはもう不平等どころじゃな
い。不公平な困ったことが起つてお
る。この加算問題の実現はぜひ何ら
かの形で行ななければならぬと思
います。どういふようなお考えで
おられるか、その点を伺つておき
たいと思います。

○倉石國務大臣 たいま厚生省の方
から申し上げましたように、これは二
十二国会における当時の予算修正の
際でもありまして、政府としてし
てもでき得る限り早く、先ほど申し
上げましたように、調査をいたしまし
て、善処したい、かように考えてお
ります。

○高橋(等)委員 よろしゅうございま
す。

○細田委員 ちょっと関連して。先ほ
ど高橋委員が質問されたようですが、
総力戦下においては、外地にあると
内地にあると危険の程度はちつとも違
わぬ。あるいは戦争中においては、時期
にもよりますけれども、シンガポール
だとか南京だとか上海だとか北京に
おつた人の方が、むしろ内地より楽
しておる。それを内地におつたがゆ
えに、命を捨てても何ら報いられて
いないというのが現状であります。こ
れは高橋委員が指摘されたように明
らかに不公平である。そこで、内地
で犠牲を受けた人たちの数及びこれ
に外地並みの恩給を加えたとして
推定されておるか、伺いたいと思
います。これは大臣でも
恩給局長でもけっこうです。

○三橋政府委員 御承知のように、終
戦の前後におきまして、人事に關し
ますところの記録は散逸したり亡失
してしまつたものが多々ありまし
て、十分に整備されておられません
ために、今の御質問に對しまして的確
な数字を申し上げることは困難で
ございます。これは前々からこの国会
でもたびたび申し上げておることで
ございますが、かりに加算をつける
といたしますが、かりに加算を
つけるとは、これは軍人恩給を増額
する前でございますが、その際にお
きましては、昔のまゝに、恩給総額
は二千億はこえるだろう、こ
ういふことを申し上げてお
ります。

○細田委員 二千億も要つたのでは
どうもしょうがないが、内地で命を
失つた人です。その人の遺族に對し
て、扶助料も何もいってあげられ
ないで、扶助料も何もいってあげら
れないで、内地の平時勤務をして
おつて、かりに機銃掃射で死んだ、
あるいは焼夷弾で足を一本なくした、
こゝろいふ人たちに對する恩
遇は一体どうなつておられますか。

○三橋政府委員 今お話しのような
方があられるならば、多分公務のた
めに負傷され、そして不具廃疾にな
られた方と想像されるのでございま
すが、そゝろいふ方々には、恩給法の
規定によりまして、増加恩給と、そ
れから在職年数のいかににか
わらず普通恩給がいつておられます。
その場合には、在職年の少い方、た
とえば一年、二年という方では、十
三年在職の方でありまして、下士官
の方でございまして、十二年在職
の方

と同じような普通恩給の金額が支給
されることになっております。
○細田委員 外地へ召集されてい
つて、今年内地勤務になつた、こ
ういふ人で恩給年限に達した人
たちに對してはどうなるのですか。
○三橋政府委員 恩給年限に達
した人には普通の恩給がいつてお
ります。
○細田委員 それから、たとえば終
戦當時はボルネオにおつた、し
かし一、二年内地に歸つておつた、
その前にはシンガポールに行つて
おつた、またその一、二年前には
一時歸つて満州におつた、こ
ういふふうな場合には、どう
いうふうにして、最初から通算さ
れておられますか、最後の勤務だけ
を取り上げておられますか、これは
どうですか。
○三橋政府委員 それは法律の規
定によりまして全部通算する場合と
、通算しない場合とござい
ます。
○細田委員 どういふ場合が通算し
ないのですか。
○三橋政府委員 文官の在職年と軍
人の在職年とがある場合が考えられ
、軍人だけの在職年しかない場合
が考えられ、また普通恩給の年限に
達する場合と、達しない場合とが考
えられるわけでございます。普通恩
給の年限に達するまでは、先般の法
律改正によりましては、軍人の場合
でございまして、お話しのような
場合におきましては措置がされてお
ります。普通恩給の年限に對するま
でに限り、在職年が一年未満のこ
ろは、短く短い期間につきま
しては通算されておられません。

○細田委員 ずっと外地で勤務して
おつた場合には恩給がつかない。こ
ろが自分自身は前後を通算すればそれ
以上に勤務しておるが、一時途中
で内地に歸還した。そのために恩給
にありつかないといふのは非常に不
公平だと訴えておる。このことを
聞いておるが、こゝろいふ場合は
どうですか。
○三橋政府委員 昨年恩給法が改
正されるまでは、確かに今の御
質問のようになつたのでございま
すが、改正されて、今申し上げる
ように、普通恩給の年限に達するま
での在職年につきましては、一年未
満の在職年を除きまして通算する
措置が講ぜられておるのでござ
います。

○山本委員 受田君。
○受田委員 倉石給与担当國務大臣
にお尋ねいたします。このたび御
提案になりました恩給法の改正法案
と目すべき法案を拝見しますと、昭
和三十二年六月三十日以前に給
与事由の生じた方々に対するある
程度の是正がされておるわけであ
ります。ところがこれは従来軍人
恩給との均衡においていろいろ論議
されてきた問題であります。今回
の文官恩給は正の政府案でい
わゆる古い文官恩給を受ける人々
の不均衡といふものが完全に是正
されたか、國務大臣はお考えで
ございませうか。
○倉石國務大臣 お尋ねの点は
大体是正されたものと考えてお
ります。
○受田委員 大体といふと、まだ
完全に是正されたといふことには
ならないとお考えでございませ
うか。
○倉石國務大臣 御承知のように、
あの限を置いてそれを基準にいた
した是正の措置でありますから、大
体

私どもはこの程度で是正せられた
ものと思ひますが、なお詳しいこと
については政府委員からお答え
いたします。
○三橋政府委員 今の受田委員の
御質問は、公務員の全般を通じて
考えた場合に、公費をまけてお
るのか、こゝろいふ御質問は、
なるのか、こゝろいふ御質問は、
ないかと思ひます。広く公務員を
考へた場合には、また教育職
員の方もおられますし、また
一般公務員の方もおられます。今
度の措置は一般国家公務員を中心
として考へられた措置でございま
す。一般国家公務員について考
へました場合には、従前の給与と
終戦後におきましては、従前の給
与と終戦後におきましては、従
前の給与を考へますと、国家公務
員に比較いたしまして、教職員、
警察官は確かに相対的によくな
つておる。従いまして国家公務員
を中心として考へた場合には、今
度の措置は、私は公平に不均衡
はないものといつても差しつか
ないものと考えておられますが、
学校の先生とかあるいは警察官
、こゝろいふ方々について新旧
者間の恩給を比較いたしました
場合に、おきましては、確かにまだ
少いといふ議論もあるかもしれ
ませぬ。しかしたとえば昭和十年
から十年に同じ程度の恩給をも
らつておつた国家公務員の方々
をひきかへて考へました場合に
おきましては、均衡はとれる、こ
ろいふ方々を考へておるのでござ
います。今の大臣の御答弁もそ
ういふ御質問であつたかと思
ひます。
○受田委員 小中学校の先生とか
あるいは警察官とかいふ職種の
皆さんは、

戦後給手の是正において、待遇改善において非常に他の一般公務員と均衡が保たれるようになってきました。しかし戦前は小学校の先生などというものは、小学校教員俸給令という最高百六十五円を越えないような低い俸給がまんざらされておること、また巡査になられる人は月給四十円という出発点です。こういふ低額の給与に甘んじておった先生あるいは警察官というよりな皆さんは、昭和二十三年六月三十日の恩給臨時特例で仮定俸給が低い額で設定せられ、それが今日にきておるの

でありますから、戦前、特に低い給与の制度に甘んじておった小学校の教員とかあるいは警察官とかいふものは、今日の一般公務員との均衡の上において非常に不利な立場にあったことは大臣も局長も御承知の通りです。今日この改正案によってもなお放任されて救

われていない向きがあることは、今の恩給局長のお言葉で私ははっきりすると思つておられます。こうした戦前と戦後で待遇差がうんと違つて、特に戦前まことに悲惨な待遇を受けておった教職員の人々や警察官という人々に対する不均衡は正の問題がまだ解決されておらぬといふことになるならば、この人々を救済する場合には、特別の法律をさらに作つて救済する以外には道がないかどうかをお答え願ひたいのであります。

○三橋政府委員 特別の法律を作る以外には救済の措置はないと思つております。しかし特別の法律を作るにつきましても検討はいたしたのでございませうが、なかなかむずかしい問題があるように思ひますので、私はまだ作り得

るといふ確信を持つまでに至っておりません。

○受田委員 なおここで大臣にお答えをお願いしたい大きな問題は、今恩給局長にお尋ねしますと、多年恩給業務に精励されて、日本の恩給制度の総元締めとして世人から非常に注目されている三橋さんの御意見の中にございということがあつたわけですが、この法案には、六十才以上になつてから、改められた恩給年額を支給されるようになっておるわけなので、六十才未満の者は支給が停止されている。つまり増額部分の支給が停止されている。同時に六十才に満たない配偶者においても増額部分が停止されている。こういう規定が掲げられております。その規定はこの第二条でありませう。改定年額の一部停止規定、この規定に六十才以上とございおきめになつたもののは、予算の都合もあつてということでありませう。従つてそれは一応了としまして、六十才に満たない妻の場合は、夫がなく

なつても妻には増額部分が支給されないものであります。これは非常に不合理である。つまり六十才に足りない未亡人といふものは夫を失つた以上は社会的に非常に困窮生活に入る不幸な人である。その不幸な運命になつた未亡人は六十才以上の老齢年金と同等の性格の寡婦年金的性格を持たして、この人々にも当然増額部分を支給すべきであるとお尋ねしたのでありますが、それなら恩給局長は、それは一応考えられたことである、いろいろ検討した結果省くようにしたんだ、そこで私がその該当者が多くかと言へば、ごく僅かを取り上げるほどなことではないと思つておられるが、私はまだ作り得

ないと思ひますので、私はまだ作り得

ないと思ひますので、私はまだ作り得

ないと思ひますので、私はまだ作り得

ないと思ひますので、私はまだ作り得

が、ごくわずかの人であるならば、この際一つ六十才未満の妻に対しても恩給扶助料の期待権を実現せしめるような措置をとるために、一部停止規定を削除されてはいかかとお尋ねするのではありません。この点一つ大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○倉石國務大臣 法案のときにこのことが研究材料になりましたことは、お話のあつた通りであります。いろいろ財政事情などで今度のような立法にいたしましたので、ただいまの問題は、なお政府におきまして引き続き研究をいたして参りたいと思つております。

○受田委員 倉石國務大臣は、恩給制度といふものを公務員の特権的な制度といふことではなくして、ある程度の社会保障政策を加味した形に漸次発展せしむべきであるとお考えではないか。いわんや國民の基本的人権が尊重される段階においては、古い感覚の恩給制度より民主化された恩給制度、恩給といふものを考へるべきではないかと思つたのであるが、大臣の御見解はどうかでございませうか。

○倉石國務大臣 恩給のことにつきまして、私は、私どももいたしましては一般社会保障的なものといふ考へ方も、広く申せばそりなるものもありませんが、恩給はやはり特殊の立場に立つておられた方々に対する特別な法律的措置でありますから、これはやはり一般社会保障とは別個に考へらるべきものであると存じております。ただこれは国の政策としてただいま御指摘のような年金制度、こういつたようなものはやはり社会保障的な意味で、国の財政が

許す限り拡大いたしていくことは望ましい政策であると私どもは考へております。

○受田委員 私は現在恩給を受けている人々の権利を剝奪するといふよりな考へは毛頭持つていないし、これら法律によつて擁護された立場の人々を守つてあげることが当然であると思つております。なお現在の制度で欠陥があるならば、その國民年金制度へ発展する過程においても、恩給法そのものを漸次民主的に直していきという必要を認めて、従つて今回出された政府案に対してもわれわれはむしろこれを歓迎して、期待していたような次第なんでしょう。この点においては特に下級公務員の古い人々、昔やめた下級公務員を優遇するといふ意味においてはの措置として、われわれは歓迎しておるわけなんです。従つてまた特に戦争でなくなった、大事な方を國に捧げた戦死者の御遺族の場合におきましても、公務扶助料といふものをいわけゆる恩給亡國といふような立場で批判されないで、遺族に対する國家保障といふ高い観点からこの人々は永久に國家が守つてあげるといふ点においては、われわれはむしろ保守の方々以上の熱情を持つてゐるわけなんです。その点においては私は恩給亡國論とは別の意味で、さういふ考へを持っておるけれども、戦死者の公務死の範囲を拡大するとか、あるいは受給資格を広げていくとかいふ問題については、一そう手を打つてあげなくてはならぬとわれわれは考へておる。ただここで問題になるのは、恩給という制度が今後依然として公務員の特権として残されるという形ではなくして、漸次社会保障的な性格を帯び

させて、國民年金へ発展せしめる努力を政府がしておかなければならぬと思つております。従つて恩給法そのものの内容においても、きょう出されたこの案に六十才以上の老齢者と限定しているところは、すでにりつぱな社会保障制度が加味されたとは私は見るのです。またさういふことになれば、未亡人の場合の寡婦年金といふのが至るところにあるのでありますから、進んだ國々で採用している老齢年金、寡婦年金は一步進んでこの法案に取り入れるべきではなかつたかと私は思つたのであります。その点におけるこの恩給法の改正案における政府の心がまゝであつたが、予算の都合で寡婦年金の性格を見る方は増額を取りやめたといふ立場でしよ

か。

○倉石國務大臣 恩給に対する政府の考へ方は先ほど申し上げました通りであります。世の移り変わりにつれまゝに広範囲な社会保障、養老年金制度といふものを今後とるべき時期がくるように、さういふ事態が理想的である、さういふふうにお考えを願ひたいのであります。

○受田委員 恩給法は非常に厳格なワクに縛られて、事実上の妻として暮らしてゐる内職の妻さへも、法律上の届出がしてない限りは、恩給法上の権利を享受することができないような規定がある。従つて恩給法の解釈は非常に厳格である点においていろいろな問題がある。ただいま政府として、従来の恩給法の厳格なワクとか解釈といふものに漸次ゆとりを持つてきたかといふ、私ははなはだ明るい観点からこれを拝見してよろしうございませうか。

○倉石國務大臣 恩給法は非常に厳格なワクに縛られて、事実上の妻として暮らしてゐる内職の妻さへも、法律上の届出がしてない限りは、恩給法上の権利を享受することができないような規定がある。従つて恩給法の解釈は非常に厳格である点においていろいろな問題がある。ただいま政府として、従来の恩給法の厳格なワクとか解釈といふものに漸次ゆとりを持つてきたかといふ、私ははなはだ明るい観点からこれを拝見してよろしうございませうか。

○倉石國務大臣 恩給法は非常に厳格なワクに縛られて、事実上の妻として暮らしてゐる内職の妻さへも、法律上の届出がしてない限りは、恩給法上の権利を享受することができないような規定がある。従つて恩給法の解釈は非常に厳格である点においていろいろな問題がある。ただいま政府として、従来の恩給法の厳格なワクとか解釈といふものに漸次ゆとりを持つてきたかといふ、私ははなはだ明るい観点からこれを拝見してよろしうございませうか。

○倉石國務大臣 恩給法は非常に厳格なワクに縛られて、事実上の妻として暮らしてゐる内職の妻さへも、法律上の届出がしてない限りは、恩給法上の権利を享受することができないような規定がある。従つて恩給法の解釈は非常に厳格である点においていろいろな問題がある。ただいま政府として、従来の恩給法の厳格なワクとか解釈といふものに漸次ゆとりを持つてきたかといふ、私ははなはだ明るい観点からこれを拝見してよろしうございませうか。

○倉石國務大臣 恩給法は非常に厳格なワクに縛られて、事実上の妻として暮らしてゐる内職の妻さへも、法律上の届出がしてない限りは、恩給法上の権利を享受することができないような規定がある。従つて恩給法の解釈は非常に厳格である点においていろいろな問題がある。ただいま政府として、従来の恩給法の厳格なワクとか解釈といふものに漸次ゆとりを持つてきたかといふ、私ははなはだ明るい観点からこれを拝見してよろしうございませうか。

○倉石国務大臣 本案の趣旨は従来の恩給制度の趣旨と變つておりません。

先ほどお話しのような將來にわたつて広範な社会保障的な意味の年金制度というふうなことは、国の財政が許すようになりたならばなるべく、そういう理想的な社会保障制度に拡大したいしていきたい、こういう考えを申し上げたわけであり、了承願います。

○受田委員 この法案でもう一つ問題になりますことは、退職当時の俸給が四十円の場合、これは新たに七万九千八百円という是正俸給ができたのですが、四十円に足りない三十九円以下の退職俸給であった者の取扱いがどうなっているのか。これは兵との均衡もあり、大臣と局長と両方から御答弁願いたい。

○倉石国務大臣 政府委員からお答えいたします。

○三権政府委員 法律案の別表第一の左の方の備考のようなところに、ワクの中に書いてあることがございます。すなわち「恩給年額計算の基礎となつて、年額が七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、云々と、こう書いてあります。そこでここに備考として説明しております。今受田委員のおっしゃいますごとく、兵の場合におきまして、兵長以下の者につきましては兵長の金額まで金額が上げられているじやないか、そこで文官の場合におきまして、そういうような考慮が払われているか、こういうような趣旨の御質問かと思つてお答えいたします。

○倉石国務大臣 法律案の別表第一の左の方の備考のようなところに、ワクの中に書いてあることがございます。すなわち「恩給年額計算の基礎となつて、年額が七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、云々と、こう書いてあります。そこでここに備考として説明しております。今受田委員のおっしゃいますごとく、兵の場合におきまして、兵長以下の者につきましては兵長の金額まで金額が上げられているじやないか、そこで文官の場合におきまして、そういうような考慮が払われているか、こういうような趣旨の御質問かと思つてお答えいたします。

○受田委員 さらに年数が二十五年以上を、この恩給号俸を一号俸上位にとられると、二十三年の例の七月以後のものとの均衡がとれないものがある。たとえばこれと言いますならば通し号俸四十号、それ以後の分については二十三年七月以後の分との均衡を保つための引き上げ措置というよりなもののは考慮されなかつたのでございませぬ。

○三権政府委員 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特例措置に関する法律というのが昭和二十七年法律第二百四十四号でもって公布されました。そのときは確かに、今受田委員の仰せられますごとくに、在職年の長い人につきましては、号俸を特に上の方に引き上げるような措置が講じられております。そういう措置が講じられておいて、現在昭和二十三年六月三十日以前にやめられた方の恩給年額の仮定俸給の金額がございましておられるわけです。そのきまっております恩給年額を前提といたしまして、今度の措置をいたしておるのでございませぬ。従つて昭和二十三年六月三十日以前にやめられた方は、結局在職年の長い方については号俸が上の方に上げられた措置がされておる、今受田委員が仰せられたような措置がされておるわけでありませぬ。

○受田委員 二十三年六月以後にやめた人との均衡において欠けるところはないでしょうか。

○三権政府委員 そういふことはないとはいえませんが、

○受田委員 これは数字的にまためんどうなことでありませぬから、後ほど行政当局との話し合いで確かめてみたいと思つておられます。

○倉石国務大臣 法律案の別表第一の左の方の備考のようなところに、ワクの中に書いてあることがございます。すなわち「恩給年額計算の基礎となつて、年額が七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、云々と、こう書いてあります。そこでここに備考として説明しております。今受田委員のおっしゃいますごとく、兵の場合におきまして、兵長以下の者につきましては兵長の金額まで金額が上げられているじやないか、そこで文官の場合におきまして、そういうような考慮が払われているか、こういうような趣旨の御質問かと思つてお答えいたします。

最後に、今国をあげて恩給亡国論という非常にきびしい批判があるわけですが、この点既得権を持つてゐる人は、これは既得権を守つてあげざる意味において別でありませぬが、政府は新しい立場で、恩給法というものは、すでに国家公務員においては、大臣御承知の人事院から国家公務員退職年金法の勧告もされておるのでございませぬ。

○倉石国務大臣 人事院において多年調査の結果一応の改正案ができておることは御承知の通りでありませぬが、先般公務員制度調査会に公務員制度に対する研究を願ひまして、その答申案がすでに政府に提出されておる。政府はこれに基づいて給与体系、恩給、その他について基本的な考え方をたゞいま研究いたしてあるわけでありませぬ。この公務員制度調査会の答申に基いて何らかの決定をいたしたい、こういうふうな目下研究している最中とございませぬ。

○山本委員長 五分ほど休憩いたしませぬ。直ちに理事会を開きます。

午後零時二十四分休憩

○山本委員長 五分ほど休憩いたしませぬ。直ちに理事会を開きます。

午後零時四十三分閉議

これにて質疑は終了いたしました。

○若ケ久保委員 では日本社会党並びに自由民主党を代表いたしましたして動議を提出いたします。

○山本委員長 これより討論に入りませぬ。通告もありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

○山本委員長 なければ、さよう決します。

○山本委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○山本委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月六日印刷

昭和三十一年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局